

有形固定資産シリーズ (5)

固定資産の減損③

公認会計士 こんどう 近藤 まさはる 雅治

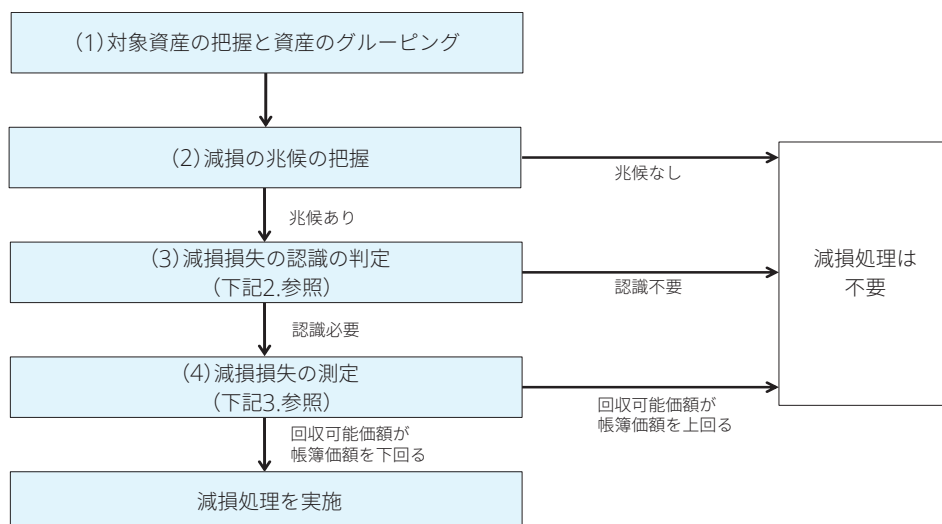
1. はじめに

固定資産の減損の全体像（減損会計の流れ）は図表1の通りであり、前稿までに「資産のグルーピング」、「(2) 減損の兆候の把握」及び「共用資産及びのれんの取扱い」について取り上げた。本稿では「(3) 減損損失の認識

の判定」、「(4) 減損損失の測定」及び「減損処理後の会計処理及び開示」について取り上げる。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

図表1 固定資産の減損会計の流れ



(注) (1) は、前々回の有形固定資産シリーズ (3) 固定資産の減損①を参照。
(2) は、前回の有形固定資産シリーズ (4) 固定資産の減損②を参照。

2. 減損損失の認識の判定

(1) 概要

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識するとされている（減損会計基準二2. (1)）。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、これらの帳簿価額とそれらが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額を比較する減損損失の認識の判定を行うことは、成果の不確実な事業用資産の減損における測定が主観的にならざるを得ない点を考慮して、減損の存在が相当程度に確実であるかどうかを確認

するために用いられているとされている（減損適用指針96項）。

以下では、まず「割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り」で用いられる「主要な資産」及び「経済的残存使用年数」を取り上げた上で、「割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り」の具体的な内容や留意点を整理する。

(2) 主要な資産

資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である主要な資産は、資産のグルーピングを行う際に決定され、当期に主要な資産とされた資産は、事実関係が変化した場合（例えば、資産の

グルーピングの変更、資産グループ内での設備の増強や大規模な処分、資産グループ内の構成資産の経済的残存使用年数の変更など)を除き、原則として、翌期以降の会計期間においても当該資産グループの主要な資産となるとされている(減損適用指針22項、同101項)。

一般に、企業は、当該資産を必要とせずに資産グループの他の構成資産を取得するか、当該資産を物理的及び経済的に容易に取り替えられないかを考慮して、主要な資産は決定されると考えられるが、資産グループの他の構成資産と比較して、当該資産の経済的残存使用年数の長さや取得原価及び帳簿価額の大きさなども勘案される場合があると考えられる。企業は、これらの要素を考慮して、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である主要な資産を、総合的に判断するとされている(減損適用指針102項)。

なお、資産グループの主要な資産を決定するにあたり、個々の資産ではなく、経済的残存使用年数は異なるが物質的性質や用途等において共通性を有する複数の償却資産の集合体が、最も適当であると判断される場合がある。そのような場合には、当該集合体を資産グループの主要な資産とし、複数の償却資産の経済的残存使用年数を平均した年数を当該主要な資産の経済的残存使用年数とすることができる(減損適用指針102項なお書き)。

また、我が国における土地等の比重に鑑みると、実務上、賃貸ビルや倉庫などに限らず、土地等を幅広く主要な資産と判断するケースが想定されるが、土地等の非償却資産や建物等の経済的残存使用年数が20年を超える資産を主要な資産とする場合にも、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産であるかどうかには留意する必要があるとされている(減損適用指針23項、同103項)点にも留意が必要である。

なお、前稿で取り上げた共用資産及びのれんについては、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産であるような場合を除き、原則として、主要な資産には該当しないとされている(減損適用指針24項、同104項)。

(3) 経済的残存使用年数

資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数は、当該資産が今後、経済的に使用可能と予測される年数と考えられ、対象となる当該資産の材質・構造・用途等の物理的な要因のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特長条件を検討し、見積られることとなるとされている(減損適用指針21項)。

資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数とは、現在時点から、売却による回収額である正味売却価額と使用による回収額である使用価値が等しくなると考えられる時点までの期間であり、その時点で代替的な投資による使用価値がその時価を上回る場合、当

該資産は処分され、代替的な投資に取り替えられることとなる。このような経済的残存使用年数は、償却資産の取得時点であれば、当該資産の耐用年数(単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合った年数(この点については、監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」II3.参照))と同じものと考えられるため、当該経済的残存使用年数は、耐用年数を見積る際の要素を考慮して決定されると考えられるとされている(減損適用指針99項)。

なお、資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が、当該資産の減価償却計算に用いられている税法耐用年数等に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的残存使用年数とみなすことができるとされている(減損適用指針21項なお書き)。

このような簡便的な方法による経済的残存使用年数は、減損損失の認識の判定を行う資産又は資産グループが複数存在する場合、各資産又は資産グループ中の主要な資産ごとに見積られる。このため、それぞれの見積りにおいて、簡便的な方法が用いられるかどうか判断されることとなる。なお、資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と減価償却計算に用いられている残存耐用年数との乖離が明らかになったときには、これまでの取扱いに従って、耐用年数を変更しなければならないと考えられる(この点については、監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」II3.参照)(減損適用指針100項)点にも留意が必要である。

(4) 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り

減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前の将来キャッシュ・フローは、少なくとも土地については使用期間が無限になりうることから、その見積期間を制限する必要がある。また、一般に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなる。このため、減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とすることとされている(減損意見書四2.(2)②、減損適用指針96項)。

これを踏まえ、減損損失を認識するかどうかを判定するために見積る割引前将来キャッシュ・フローの総額は、主要な資産と主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数との関係も考慮して、以下のように算定される。

① 資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合(減損適用指針97項)

以下を当該主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する。なお、正味売却価額については、後述「3. 減損損失の測定」(1)(2)

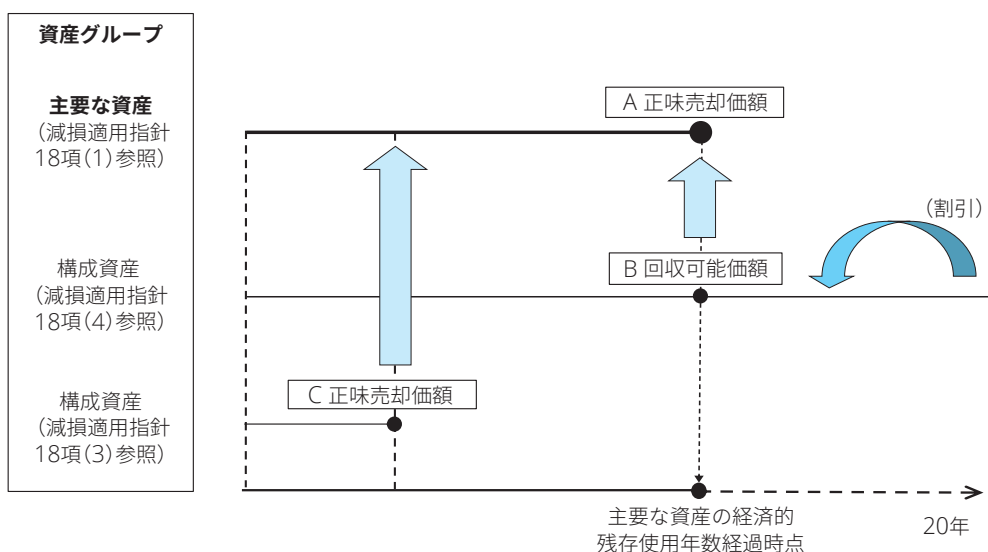
を参照。

- ・主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における主要な資産の正味売却価額（図表2-1のA）（減損適用指針18項（1）参照）
- ・主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合には、当該主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（図表2-1のB）（減損適用指針18項（4）参照）

- ・主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合には、当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（図表2-1のC）（減損適用指針18項（3）参照）

これらのイメージは図表2-1の通りである（横軸は経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・フローに加算する金額を示す。）。

図表2-1 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りのイメージ
（主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合）



② 資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合（減損適用指針98項）

20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに、20年経過時点の回収可能価額（図表2-2のD）を加算することとなるため、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローも、その割引かれた金額が減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前の将来キャッシュ・フローに含まれることに留意する必要がある（減損適用指針18項（2）参照）。

資産グループ中の主要な資産のほか、それ以外の構成資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合には、以下を21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに加算する。

- ・当該構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合には、当該主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（図表2-2のE）（減損適用指針18項

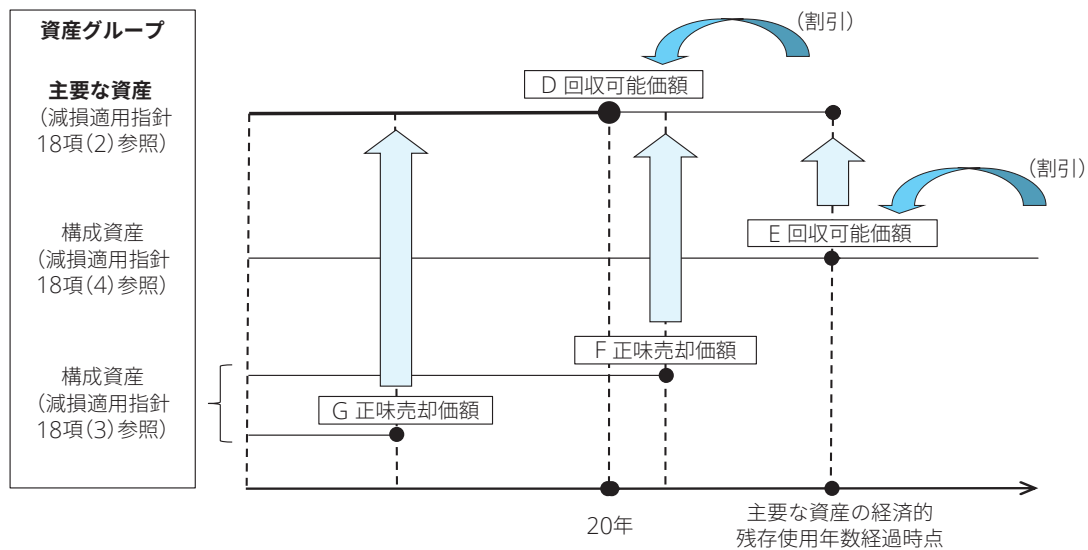
（4）参照）

- ・当該構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合には、当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（図表2-2のF）（減損適用指針18項（3）参照）

また、資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数は20年を超えるが、それ以外の構成資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合、当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（図表2-2のG）を、主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する（減損適用指針18項（3）参照）。

これらのイメージは図表2-2の通りである（横軸は経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・フローに加算する金額を示す。）。

図表2-2 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りのイメージ
(主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合)



なお、いずれのケースにおいても、将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、継続的使用と使用後の処分のために生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウト・フローを控除して見積る。これらの見積りに含まれる範囲は、以下のようにするとされている（減損適用指針38項）。

- ・将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。このため、計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含まない。
- ・資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮し、現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは、見積りに含める。したがって、資産グループ中の主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合でも、現在の価値を維持するための合理的な設備投資により、構成資産が引き続き存在するものと仮定して、将来キャッシュ・フローを見積る。この場合、当該設備投資に関連する将来キャッシュ・フローには、当該設備投資による将来キャッシュ・アウト・フローや、主要な資産の経済的残存使用年数経過時点において存在すると仮定された構成資産の正味売却価額も含まれる。

3. 減損損失の測定

(1) 概要

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする（減

損会計基準二3.）。

企業は、資産又は資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却価額（資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と、使用による回収額である使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額が固定資産の回収可能価額になるとされている（減損意見書四2. (3)）。

以下では、回収可能価額の算定に用いられる「正味売却価額」及び「使用価値」の具体的な内容や留意点を整理する。

(2) 正味売却価額

① 現時点における正味売却価額の算定

通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられるため、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも現在の正味売却価額を算定する必要はないが、正味売却価額を算定する場合には、以下のようにして求められた資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して行われることとなる（減損適用指針28項）。

時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう。このような市場価格が存在する場合には、原則として、市場価格に基づく価額を時価とするが、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となるとされている（減損適用指針28項 (1) (2)）。

この合理的に算定された価額の算定方法をまとめると図表3の通りとなる。

図表3 「合理的に算定された価額」の算定方法

合理的な算定方法		
不動産	「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定 ・ 自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から入手した鑑定評価額を利用できる ・ 重要性が乏しい不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標(減損適用指針15項また書き、同90項参照)を合理的に算定された価額とすることができる	
その他の 固定資産	資産の特性等により、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチを併用又は選択して算定	
	コスト・アプローチ (積算価格)	同等の資産を取得するのに要するコスト(再調達原価)をもって評価する方法
	マーケット・アプローチ (比準価格)	同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって評価する方法
	インカム・アプローチ (収益価格)	同等の資産を利用して将来において期待される収益をもって評価する方法

なお、「不動産鑑定評価基準」において、不動産の鑑定評価によって求める価格のうち、減損処理を行うにあたって時価に対応するものは正常価格(市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格)であるとされている(減損適用指針110項)。

② 将来時点における正味売却価額の算定

将来時点(例えば、経済的残存使用年数経過時点)における正味売却価額を算定する必要がある場合には、当該時点以後の一期間の収益見込額をその後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確実性を含む当該時点の収益率(最終還元利回り)で割り戻した価額から、処分費用見込額の当該時点における現在価値を控除して算定するとされている(減損適用指針29項、同113項)。

ただし、このような方法によって将来時点の正味売却価額を算定することが困難な場合には、現在の正味売却価額(償却資産の場合には、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除した金額)を用いることができるとされている(減損適用指針29項ただし書き、同113項ただし書き)。

この場合、現在の市場価格や合理的に算定された価額である時価を容易に入手することができないときには、現在の時価に代えて、現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標(減損適用指針15項また書き、同90項参照)を利用して、現在の正味売却価額を算定することができる(減損適用指針29項、同114項)。

また、実務上の負担等に配慮して、資産の減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額に重要性が乏しい場合には、当該残存価額を、当該資産の経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額とみなす

ことができるとされている(減損適用指針29項、同115項)。

なお、資産又は資産グループ中の主要な資産の将来時点における正味売却価額と減価償却計算に適用されている残存価額との乖離が明らかになったときには、耐用年数の変更(上記2.(3) 経済的残存使用年数参照)に準じ、これまでの取扱いに従って、残存価額を変更しなければならないとされている(減損適用指針115項)点にも留意が必要である。

(3) 使用価値

① 使用価値の算定方法

使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値(減損会計基準注解(注1)4.参照)として、以下のように算定されるとされている(減損適用指針31項)。

- A 資産又は資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを算定する。
- B 資産又は資産グループの使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローとして、将来時点の正味売却価額を算定する(上記3.(2)② 将来時点における正味売却価額の算定参照)。
- C A及びBにより算定された資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを割引率を用いて現在価値に割り引く。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローを、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積るとされており(減損適用指針36項)、中長期計画に焦点を当てた将来キャッシュ・フローの見積り方法をまとめると図表4の通りとなる。

図表4 将来キャッシュ・フローの見積り方法

	中長期計画の有無	
	有	無
中長期計画の見積り期間内	取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど。以下同じ。）と整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る（減損適用指針36項（1））。	経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的に見積る。これには、過去の一定期間における実際のキャッシュ・フローの平均値に、これまでの趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定をおいて見積ることも含む（減損適用指針36項（2））。
中長期計画の見積り期間超	取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正した後のもの）に、合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定をおいて見積る（減損適用指針36項（3））。	

また、将来キャッシュ・フローの見積り方法に関する 割引率に関する主な留意点をまとめると図表5の通りとその他の留意点及び使用価値の算定に際して用いられる なる。

図表5 将来キャッシュ・フローの見積り方法及び割引率に関する留意点

	方法及び留意点	
将来キャッシュ・フローの見積り方法（減損適用指針39項）	（最頻値法） 生起する可能性の最も高い単一の金額を見積る方法 （期待値法） 生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額を見積る方法	
リスクの反映方法（減損適用指針39項）	上記いずれの場合でも、使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる必要がある	
	割引率に反映させる	将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる
割引率（減損適用指針45項、同46項）	以下のもの又はこれらを総合的に勘案したものをを用いる ・当該企業における当該資産又は資産グループに固有のリスクを反映した収益率 ・当該企業に要求される資本コスト ・当該資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率 ・当該資産又は資産グループのみを裏付け（いわゆるノンリコース）として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率	貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を用いる
間接的に生ずる支出（減損適用指針40項）	・資産又は資産グループが将来キャッシュ・フローを生み出すために必要な本社費等の間接的に生ずる支出は、現金基準、発生基準のいずれかの方法により、将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する ・発生基準に基づいて見積る場合、共用資産の減価償却費は間接的に生ずる支出には含まれない ・間接的に生ずる支出を関連する各資産又は資産グループに配分するための合理的な方法には、「原価計算基準」の「33 間接費の配賦」に準ずる方法が含まれる	
法人税等（減損適用指針41項）	法人税等の支払額及び還付額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含めない	

利息の支払額（減損適用指針41項）	<ul style="list-style-type: none"> ・利息の支払額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含まない ・固定資産の建設に要する支払利息で稼働前の期間において取得原価に算入されている場合は、完成時まで算入されると考えられる利息の支払額を、将来キャッシュ・アウト・フローの見積りに含める
利息の受取額（減損適用指針42項）	<ul style="list-style-type: none"> ・利息の受取額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含まない ・賃貸不動産の預り保証金の運用益相当額のように、固定資産の使用に伴って直接的に生ずると考えられる利息等の受取額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含めることができる
遊休資産（減損適用指針38項(3)）	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る ・資産グループについては、資産グループ全体について将来の用途が定まっていない遊休状態である場合のみならず、主要な資産が将来の用途が定まっていない遊休資産である場合にも、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る
建設仮勘定（減損適用指針38項(4)）	合理的な建設計画や使用計画等を考慮して、完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、完成まで及び完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウト・フローを控除して見積る

(4) 減損損失の配分

上記の結果、資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づいて比例配分する方法のほか、各構成資産の時価を考慮した配分等合理的であると認められる方法により、当該資産グループの各構成資産に配分するとされている（減損適用指針26項）。これには、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額の配分の考え方（減損適用指針48項(5)参照）にならって、各構成資産に配分される減損損失は、当該資産グループの構成資産の全部又は一部の正味売却価額が容易に把握できる場合には、当該正味売却価額を下回る結果とならないように、合理的な基準により、他の各構成資産に減損損失を配分することができることも含まれるとされている（減損適用指針105項）。

なお、資産グループが複数の建設仮勘定から構成されている場合、資産グループについて認識された減損損失は、資産グループの帳簿価額から控除するが、減損損失の測定時には各建設仮勘定に配分せず、完成時にそれまでの総支出額等の合理的な方法に基づいて配分するとされている（減損適用指針27項）。

4. 減損処理後の会計処理及び開示

(1) 減損処理後の会計処理

減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識及び測定することとしていること、また、事務的負担を増大させるおそれがあることなどから、減損損失の戻入は行わないこととされている（減損意見書四3.(2)、減損会計基準三2.)。

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行うとされており（減損会計基準三1.）、通常の資産と同様に、企業が採用している減価償却の方法に従って、減損損失を控除した帳簿価額から残存価額を控除した金額を残存耐用年数に基づ

き、規則的、合理的に配分することとなる（減損適用指針55項、同134項、同135項参照）。

また、減損処理後、販売目的で保有するために流動資産に振り替える場合を除き、処分が予定されているときでも、残存価額まで減価償却を行うとされている（減損適用指針55項また書き、同137項）。

減損処理を行った遊休資産については、減損処理後の減価償却費は、原則として、営業外費用として処理する。なお、減損処理を行うことはされなかった遊休資産についても減価償却を行うこととなるが、当該遊休資産の減価償却費についても、原則として、営業外費用として処理するとされている（減損適用指針56項）。

(2) 開示

① 貸借対照表における表示

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、直接控除形式によるが、減価償却を行う有形固定資産については、独立間接控除形式又は合算間接控除形式によることもできる。この際、減損損失累計額と減価償却累計額の性格は異なると考えられることから、貸借対照表において、減価償却累計額の表示形式と同じものとなる必要はないと考えられるとされている（減損会計基準四1.、減損適用指針139項）。

② 損益計算書における表示

減損損失は、固定資産に関する臨時的な損失であるため、原則として、特別損失とするとされている（減損意見書四2.(3)、減損会計基準四2.)。

③ 注記

重要な減損損失を認識した場合には、損益計算書（特別損失）に係る注記事項として、以下の項目を注記するとされている（減損会計基準四3.、減損適用指針58項、同140項）。

- ・減損損失を認識した資産又は資産グループについては、その用途、種類、場所などの概要
 - ・減損損失の認識に至った経緯
 - ・減損損失の金額については、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
 - ・資産グループについて減損損失を認識した場合には、当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
 - ・回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- なお、当該注記事項は、資産グループごとに記載する。ただし、多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができる（減損適用指針59項）。

以上

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しください。（お一人様一回限り）

〈最新号 第54号（2017年1月号）掲載事項〉

- 特集 2017年のリスク予測
 - ・2017年に予測されるマクロ経済の動きとリスク
 - ・2017年に予測される地政学リスク
 - ・専門家による放談（GRC、税務、金融、サイバーの観点から）
- 研究室
 - I. 企業の不正リスク実態調査2016 調査結果解説
 - II. 2017年の法務関連リスク
 - III. インド版SOX — 小規模企業向け監査ガイドの活用
- 連載
 - 第8回 グローバルビジネスリスク最前線：
主要新興国の最新ビジネスリスク ～①中国～
 - 第5回 保険ERM 基礎講座：パラダイムシフト
 - 第3回 ステークホルダーへの価値創出を目指したITガバナンス：
ITガバナンスにおいて取締役会はどのような役割を果たすべきか
 - 第7回 デロイト トーマツ サイバーセキュリティ先端研究所：
クラウドノーマル時代のセキュリティ対応の勘所

お問合せ先 デロイト トーマツ 企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp